

社会福祉職の仕事

社会福祉職 とは

幅広い視野を持った「福祉のプロ」として活躍できる魅力ある職種です。

- 採用後は、まずは専攻分野や資格等をもとに、あなたの能力を活かせる仕事に就きます。
- その後は、県立福祉施設でのこどもへの生活支援、児童相談所等での相談業務、本庁での政策立案業務など複数の分野を経験し、幅広い視野を持った「福祉のプロ」として専門性を最大限発揮していきます。

主な 業務内容

● 児童相談所

こどもの福祉に関する相談に応じ、必要な支援・指導を行います。

● 児童自立支援施設・障害児入所施設

集団生活の中で、利用者の特性に応じた専門的な支援を提供します。

● 本庁各課室

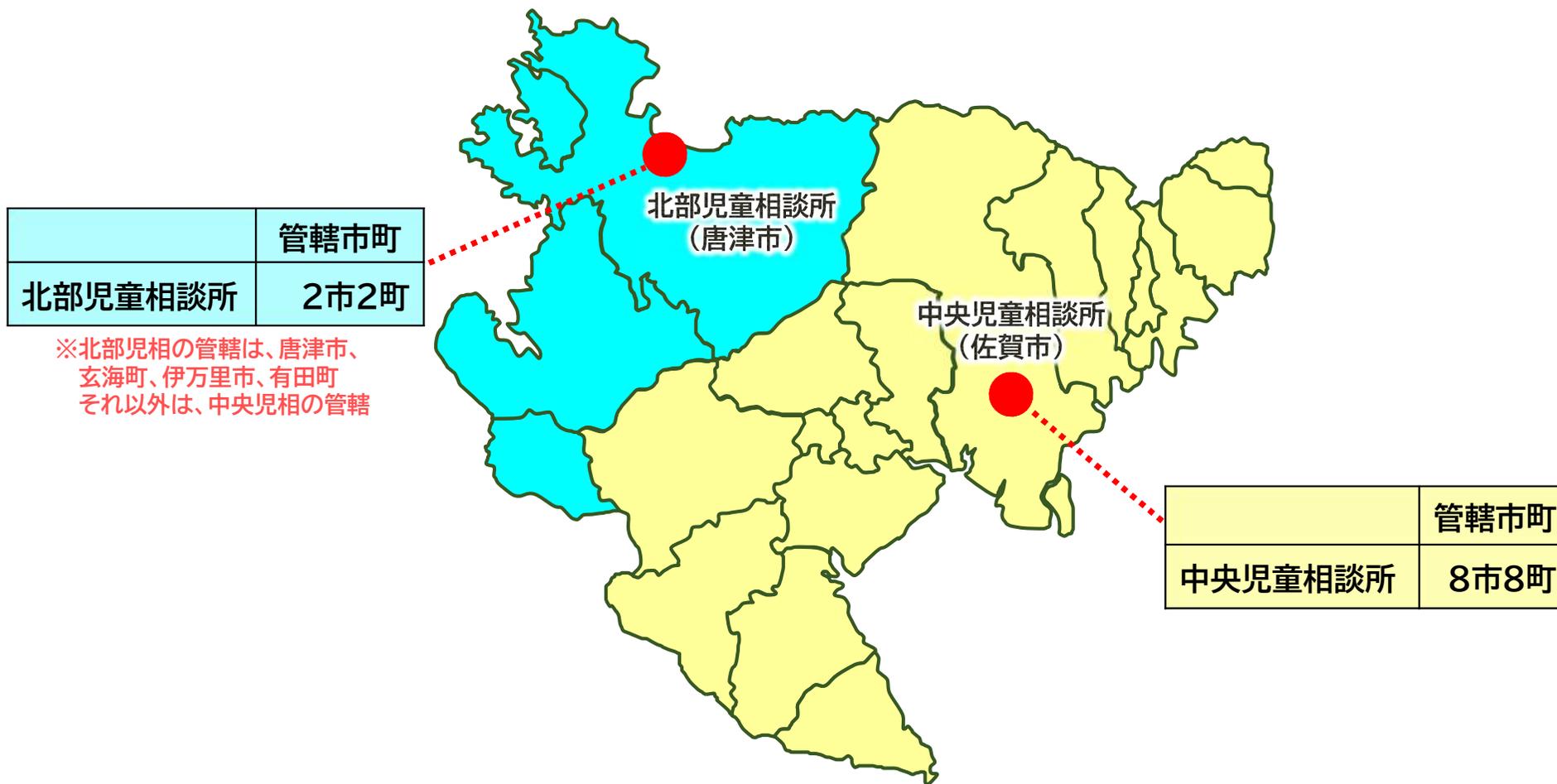
福祉施策の企画・運営を行い、政策立案に携わります。

児童相談所

児童 相談所

- 児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されています。
- 18歳未満の児童（こども）に関する相談・援助を行う機関です。
- 本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたでも相談できます。

児童相談所の管轄区域(管轄市町10市10町)



基本的 機能①

■相談機能

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる機能（養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談など）
- 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う機能

■一時保護機能

- 児童の一時保護を行う機能（児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る）

■措置機能

- 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導・措置を行なう機能（児童福祉司等による指導、児童家庭センター等への指導委託等、市町村・福祉事務所送致里親委託等入所措置、保育利用に関する報告・通知等）

基本的 機能②

■ 里親支援機能

- 里親に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行う機能
- 里親制度は、家庭に恵まれないこどもに家庭を提供するこどものための制度

■ 市町村支援機能

- 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

児童自立支援施設
虹の松原学園



虹の松原 学園

- 国の特別名勝「虹の松原」（唐津市）の一角にあります。
- 佐賀県唯一の「児童自立支援施設」として、問題行動や不良行為等のために生活指導や自立に向けた支援を必要とする子どもたちの指導にあたっています。

児童自立 支援施設とは

- 児童福祉法によって都道府県に設置が義務付けられた児童福祉施設です。
- 非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもを一定期間お預かりして、寮生活をしながら生活の立て直し、自立へ向けた支援を行っています。
- 子どもたちは毎日園内にある学校に通学し、様々な授業科目や体験学習をとおして遅れた学習の回復や対人関係、社会性の涵養に努めています。

寮生活

時間	日課
6:40	起床・洗面・清掃
7:20	朝食
8:30	登校・朝の会
8:50	授業開始（1,2,3,4限）
12:20	給食・昼休み
13:20	授業開始（5,6限）
15:00	清掃・帰りの会
15:30	部活動
16:30	帰寮・夕食・入浴 洗濯・学習・消灯準備
21:30	就寝

佐賀県療育支援センター（あそしあ）

- ・ 福祉型障害児入所施設 春日園
- ・ 児童発達支援センター くすのみ園

佐賀県 療育支援センター (あそしあ)



- 近年、知的障害の早期発見・早期療育の必要性が高まり、身近な市町において療育指導を実施する体制を整備する必要性がありました。
- 平成21年4月1日に、障害児入所施設の「春日園」と、通園施設の「くすのみ園」を統合することと併せて、療育指導者養成のための研修や専門的療育支援事業を実施する機関として再編・強化し、佐賀県療育支援センターが設置されました。
- 「あそしあ」は、公募による愛称で“仲間”という意味「associate」からとられ、密接なつながり、連携の意味もあります。

福祉型障害児 入所施設 春日園

- 知的障害のある子どもたちが、集団生活を送りながら、基本的な生活習慣を身につけ、社会参加への準備を整えます。
- 学齢期の子どもたちは、特別支援学校(小学部・中学部・高等部)や地域の小学校、中学校へ通学し、その他の子どもたちは、生活班として園内で身辺自立等の発達支援などを行います。
- それぞれ個人の状況やニーズにあわせて作成した支援計画に基づき支援を行います。

児童発達支援 センター くすのみ園

■児童発達支援

- 発達の遅れや集団生活に不安のある子どもたちを対象に一人一人の発達に応じた療育（集団支援や個別支援）を提供し、児童指導員、心理判定員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等による個別相談を行っています。

■保育所等訪問支援

- 保育所、小学校等を訪問し、障害児・保護者・訪問先事業所等の職員に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等（助言等）を行います。

■相談支援

- 障害のある子どもたちが児童発達支援事業所等を利用する前に、相談支援専門員が「障害児支援利用計画」等を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

児童発達支援 センター くすのみ園

■地域支援

- 子どもたちの生活を支えるため、療育相談等を行っています。また子どもに関係する事業所の職員からの相談にも対応しています。

■地域療育基盤づくり支援事業

- 県内の児童発達支援センターへの支援や事業所向けの出前講座を実施しています。

■研修事業

- 障害の有無に関わらず、地域で安心して暮らせるように、子どもに関わる事業所の関係者が障害児の支援について学ぶ研修を実施しています。